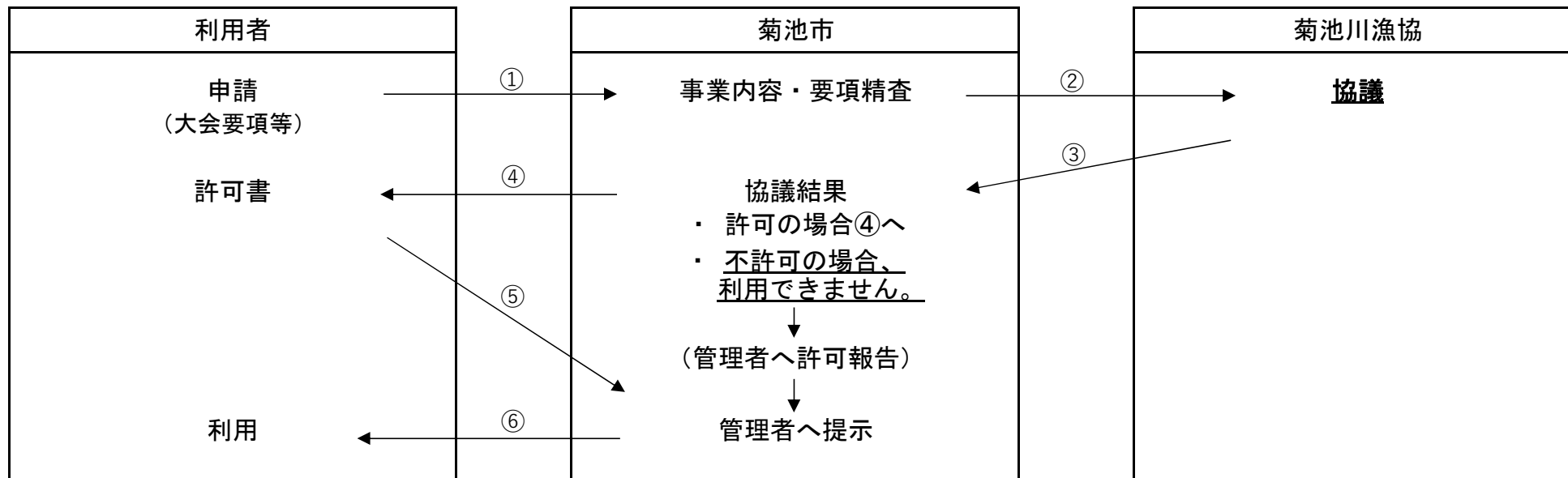


斑蛇口湖 湖面（ボート場）利用の手順書



注意事項

- 練習、大会等の利用予定がございましたら、なるべく早く、社会体育課へ利用内容のわかるもの(要項等)と合わせて申請してください。
- ③で「許可」が下りないと、湖面の利用はできません。
- ④でお渡しする「許可書」が無い場合は利用できません。利用されている間は携帯してください。紛失されないようご注意ください。
なお、許可書は、必ずボート場で管理人へ提示してください。
- 期間、競技内容、参加人数の変更など、要項提出後に変更が生じた場合は、その都度ご連絡ください。

お問い合わせ

菊池市教育委員会 社会体育課 電話 0968-25-7234